



県 章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
10月1日  
第43号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則（財政課）	1
※滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則（事業課）	1
※滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則（下水道課）	2
○ 告 示	
道路区域の変更（道路課）	2
道路の供用開始（道路課）	2
洪水浸水想定区域等の指定（流域政策局）	3
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	3
○ 人 事 委 員 会 規 則	
※公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	4
○ 公 安 委 員 会 公 告	
駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告（交通指導課）	5
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程の一部改正	6
※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正	6
○ 雑 報	
計画段階環境配慮書の縦覧公告	6

## 規 則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第10号

### 滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則（昭和36年滋賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

付則第4項を削る。

付則第5項の見出し中「付則第4項」を「付則第3項」に改め、同項中「付則第4項」を「付則第3項」に、「平成27年9月1日から平成28年7月13日まで」を「令和元年11月25日から令和2年7月10日まで」に改め、同項を付則第4項とする。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第11号

### 滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走事業会計規則（平成29年滋賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第1号中「100分の9.72」を「100分の9.90」に、「100分の4.4」を「100分の4.40」に、「100分の11.23」を「100分の11.44」に改め、同項第2号ア中「100分の5.40」を「100分の5.50」に、「100分の16.20」を「100分の16.50」に、「100分の6.91」を「100分の7.04」に、「100分の17.71」を「100分の18.04」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にした許可に係る改正後の別表第2第2項に規定する使用料年額については、当該許可の期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

-----  
滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第12号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則（平成31年滋賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第1号中「その土地」の右に「の価格」を加え、「100分の9.72」を「100分の9.90」に、「100分の4.4」を「100分の4.40」に、「100分の11.23」を「100分の11.44」に改め、同項第2号ア中「100分の5.40」を「100分の5.50」に、「100分の16.20」を「100分の16.50」に、「100分の6.91」を「100分の7.04」に、「100分の17.71」を「100分の18.04」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にした許可に係る改正後の別表第2第2項に規定する使用料年額については、当該許可の期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

告 示

滋賀県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和元年10月1日から令和元年10月15日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	477号	守山市立田町字中柿代3828番1地先から	変更後	最小 16.0m ┌ 最大 16.5m	95.7m	道路改良工事（バイパス）に伴う道路区域の変更
		守山市立田町字中柿代3825番1地先まで	変更前	最小 16.0m ┌ 最大 24.1m		

-----  
滋賀県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年10月1日から令和元年10月15日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供す

る。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三日月 大造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道477号	守山市立田町字中柿代3826番1地先から 守山市立田町字中柿代3826番1地先まで	令和1.10.1	L=20.0m

-----  
**滋賀県告示第189号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項および第2項の規定により、平成18年滋賀県告示第1044号において指定した淀川水系姉川および高時川に係る洪水予報区間ならびに淀川水系姉川に係る水位周知河川に指定した区間について、次のとおり洪水浸水想定区域ならびに浸水した場合に想定される水深および浸水の継続時間を定めた。

なお、平成19年滋賀県告示第406号は、廃止する。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定の区域ならびに浸水した場合に想定される水深および浸水の継続時間 次の図に示すとおりとする。
- 2 指定年月日 令和元年10月1日  
（「次の図」は、省略し、その関係図面を滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市役所および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

-----  
**滋賀県告示第190号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項および第2項の規定により、淀川水系草津川に係る水位周知河川に指定した区間について、次のとおり洪水浸水想定区域ならびに浸水した場合に想定される水深および浸水の継続時間を定めた。

なお、平成21年滋賀県告示第264号は、廃止する。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定の区域ならびに浸水した場合に想定される水深および浸水の継続時間 次の図に示すとおりとする。
- 2 指定年月日 令和元年10月1日  
（「次の図」は、省略し、その関係図面を滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県大津土木事務所、滋賀県南部土木事務所、大津市役所および草津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 草津商業開発ビル 草津市渋川一丁目1番50号
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社近鉄百貨店 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 代表取締役社長執行役員 秋田拓士ほか2者
  - (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社近鉄百貨店 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 代表取締役社長執行役員 秋田拓士ほか4者
- 3 変更年月日 令和元年9月13日

- 4 変更の理由 小売業者の新規入店による変更のため
- 5 届出年月日 令和元年9月13日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
- (2) 縦覧期間 令和元年10月1日から令和2年2月3日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和2年2月3日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和元年10月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 草津商業開発ビル 草津市渋川一丁目1番50号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 近鉄不動産株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号 代表取締役社長 倉橋孝壽
- 3 変更しようとする事項
- (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から20時まで
- (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から21時まで
- 4 変更年月日 令和元年10月10日
- 5 変更の理由 営業計画変更のため
- 6 届出年月日 令和元年9月13日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
- (2) 縦覧期間 令和元年10月1日から令和2年2月3日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和2年2月3日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

#### 滋賀県人事委員会規則第2号

##### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年滋賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「独立行政法人科学技術振興機構」を「独立行政法人科学技術振興機構 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会公告

## 駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習および同号ロの規定による駐車監視員資格者認定審査を次のとおり実施する。

令和元年10月1日

滋賀県公安委員会委員長 堀井とよみ

## 1 駐車監視員資格者講習

## (1) 講習日程

講習第1日目 令和元年11月18日（月）午前9時から午後5時45分まで

講習第2日目 令和元年11月19日（火）午前9時から午後5時45分まで

修了考査 令和元年11月26日（火）午前9時から午前10時まで（合格発表 同日午前11時30分から）

## (2) 講習場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

## (3) 受講定員 10人

## (4) 受講の申込み 講習を受講しようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

イ 写真2葉（申込み前6か月以内に撮影した無帽（申請者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することのできる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの）

## (5) 受付期間 令和元年10月4日（金）から同年11月5日（火）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、受講申込人員が講習定員に達した場合は、受付を締め切る。

## (6) 講習受講票の交付 郵送により交付する。

## (7) 受講料 受講の申込みをするときに、20,000円の受講料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。なお、納入した受講料は、受講申込みの受付後は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合等でも還付しない。

## (8) 携行品 受講票、筆記用具、印鑑および写真のある身分証明書（運転免許証、旅券等）

## 2 駐車監視員資格者認定審査

## (1) 実施期日 令和元年11月26日（火）午前9時から午前10時まで（合格発表 同日午前11時30分から）

## (2) 実施場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

## (3) 審査の方法 審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行う。

## (4) 審査を受ける資格 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的または監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ 上記アまたはイに掲げる者と同等の経歴を有する者

## (5) 認定の申請 認定を受けようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者認定申請書

イ (4)に該当する者であることを証する書面

ウ 写真2葉（申請前6か月以内に撮影した無帽（申請者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することのできる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの）

## (6) 受付期間 令和元年10月4日（金）から同年11月5日（火）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## (7) 認定考査受検票の交付 郵送により交付する。

## (8) 手数料 認定の申請をするときに、4,500円の手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。なお、納入した手数料は、認定の申請の受付後は、駐車監視員資格者認定審査を受けなかった場合等でも還付しない。

- (9) 携行品 認定考査受検票、筆記用具、印鑑および写真のある身分証明書（運転免許証、旅券等）
- 3 考査結果の開示 駐車監視員資格者講習修了考査および駐車監視員資格者認定考査の考査結果については、考査の受検者本人が、次により、口頭による開示請求を行うことができる（電話による請求は、受け付けない。）。
  - (1) 開示内容 考査の得点
  - (2) 開示請求の方法 口頭による開示請求は、受検者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、開示請求の受付期間中の日（土曜日および日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、滋賀県警察本部交通部交通指導課において行うこと。
  - (3) 開示請求の受付期間 合格発表の日から1か月間
- 4 注意事項
  - (1) 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者または認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
  - (2) 駐車監視員資格者証の交付を受けた者であっても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。
- 5 問合せ先および受講申込書等の請求先
  - (1) 滋賀県警察本部交通部交通指導課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 5133)
  - (2) 県内の各警察署交通課（大津警察署にあっては、交通第一課）

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第2号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程（平成25年滋賀県病院事業庁規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

別表滋賀県立病院経営協議会の項中「8人以内」を「9人以内」に改める。

付 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第3号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

第5条第2項を次のように改める。

- 2 条例第6条に規定する採用の日から35年以内の期間の算定に当たっては、採用前に病院、診療所等に勤務し、医療業務に従事することにより初任給調整手当に相当する手当を受けていた期間を通算するものとする。

付則中第22項を第23項とし、第21項を第22項とし、第20項の次に次の1項を加える。

- 21 第5条第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員については、適用しない。

付 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

雑 報

計画段階環境配慮書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の3第1項の規定に基づき、管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書を作成し、滋賀県知事および大津市長に送付しましたので、同条例第5条の4第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該計画段階環境配慮書を縦覧に供します。

令和元年10月1日

- 1 公告する事業者 株式会社山崎砂利商店 代表取締役 山崎公信
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社山崎砂利商店 代表取締役 山崎公信 大津市浜大津四丁目7番6号
- 3 配慮対象事業の名称等
  - (1) 名称 管理型最終処分場建設事業
  - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置の事業（滋賀県環境影響評価条例別表6号）
  - (3) 規模 事業実施想定区域の面積 約10ヘクタール
- 4 事業実施想定区域 大津市伊香立途中町地内
- 5 計画段階環境配慮書およびその要約書の縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）  
滋賀県南部環境事務所（草津市草津三丁目14番75号）  
大津市環境部環境政策課（大津市御陵町3番1号）  
大津市伊香立支所（大津市伊香立生津町133番1号）  
株式会社山崎砂利商店 本社（大津市浜大津四丁目7番6号）  
なお、株式会社山崎砂利商店ホームページ(<https://yamazaki-jari.co.jp>)でも電子縦覧を行っています。
- 6 計画段階環境配慮書の縦覧の期間および時間 令和元年10月1日から令和元年10月31日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出
  - (1) 当該計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から意見のある方は(2)の方法により提出することができます。
  - (2) 意見書の提出方法 令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に株式会社山崎砂利商店 本社（〒520-0047 大津市浜大津四丁目7番6号）宛てに意見書を郵送、または各縦覧場所に設置する意見書箱へ投函してください。なお、意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社山崎砂利商店ホームページからダウンロードできます。
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先  
事業計画に関する事項 株式会社山崎砂利商店 環境事業部 電話 077-523-2821 担当 上西  
計画段階環境配慮書に関する事項 株式会社MCエバテック 四日市分析センター 電話 059-346-9444 担当 林、浅野

